

5月1日より、大人2名とその扶養する子供達の他の家庭訪問が可能となります（NSW州）

【ポイント】

- 5月1日（金）より、NSW州では大人2名とその扶養する子供達が他の家庭を訪問することが可能となります。ただし、どんなに軽くても体調不良の症状がある場合は外出せず、新型コロナウイルス検査を受けてください。
- 他の家庭への訪問時には、相手との社会的距離を1.5メートル保ち、十分な衛生管理を行ってください。

【本文】

- 1 5月1日（金）より、NSW州では大人2名とその扶養する子供達（何人でも可）が他の家庭を訪問することが可能となります。これは社会的孤立や精神疾患を減らすためのNSW州政府による規制緩和措置の一環です。
- 2 どんなに軽くても倦怠感や喉の痛み等の体調不良がある場合は、外出を行わずに新型コロナウイルス検査を受けてください。
- 3 他の家庭への訪問時には、これまでのNSW州の規制のとおり相手との社会的距離を1.5メートル保ち、手洗いやうがい等の衛生管理に十分留意する必要があります。
- 4 訪問する家族に70歳以上の高齢者や既往症のある人がいる場合は、自分の体調や衛生管理、相手との社会的距離に特に注意してください。

○NSW州政府ホームページ

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/what-you-can-and-cant-do-under-rules>

（検査を受ける場所を知るには：医師への電話・ヘルプラインへの電話・COVID-19クリニックへの訪問）

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/how-to-protect-yourself-and-others/clinics>

（社会的距離の取り方）

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/social-distancing>

（衛生管理の仕方）

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/how-to-protect-yourself-and-others>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で，メールの配信を変更・停止したい場合は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>